

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成25年第3回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

3番、東梅 守君及び5番、阿部俊作君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○

日程第 3 議案第53号 大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付け及び譲渡に関する条例の制定について

日程第 4 議案第54号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第55号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第56号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第57号 財産の取得について

日程第 8 議案第58号 財産の取得について

日程第 9 議案第59号 財産の取得について

日程第10 議案第60号 業務委託契約の締結について

日程第 1 1 議案第 6 1 号 沢山地区幹線道路整備事業実施協定の締結について

日程第 1 2 議案第 6 2 号 (仮称) おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業実施協定の締結について

日程第 1 3 議案第 6 3 号 平成 2 5 年度大槌町一般会計補正予算 (第 2 号) を定めることについて

○議長 (阿部六平君) 日程第 3、議案第 53 号大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付け及び譲渡に関する条例の制定についてから日程第 13、議案第 63 号平成 25 年度大槌町一般会計補正予算 (第 2 号) を定めることについてまでの 11 件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 (平野公三君) おはようございます。

平成 25 年第 3 回臨時会に提出する議案 11 件の議決事件について、一括で提案申し上げます。

議案第 53 号大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付け及び譲渡に関する条例の制定については、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づき、東日本大震災に関し、町が居住の集団移転を促進するために造成する住宅団地の土地貸付け及び譲渡に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第 54 号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員の給与削減が一般職及び特別職に及んでおり、本町においては一般職の給与削減を実施しないとしましたが、地方交付税の削減による影響を抑制するため、町長、副町長の給与を 6 % 減額するものであります。

議案第 55 号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例については、議案第 54 号と同様に、教育長の給与を 6 % 削減するものであります。なお、特別職の報酬の見直しに関しては、大槌町特別職報酬等審議会の意見を聞くことが条例で規定されていることから、去る 4 月 8 日に本審議会を開催し、町長、副町長及び教育長の給与削減に関し諮問し、必要かつ適切であるとの答申をいただいているところであります。

議案第 56 号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例については、東日本大震災津波により滅失した町営住宅を削除し、新たに建設する災害公営住宅を追加するとともに、

所要の改正を行うものであります。

議案第57号財産の取得については、大ケ口地区災害公営住宅を独立行政法人都市再生機構から取得するものであります。

議案第58号財産の取得については、吉里吉里地区災害公営住宅を岩手県から取得するものであります。

議案第59号財産の取得については、町内新町地内の土地を防災集団移転促進事業用地、移転元として取得するものであります。

議案第60号業務委託契約の締結については、町方地区の防災集団移転促進事業に係る業務委託契約を独立行政法人都市再生機構に工事費を含めて委託するものであります。

議案第61号沢山地区幹線道路整備事業実施協定の締結については、沢山地区幹線道路整備事業に係る用地取得業務及び用地造成等業務について、岩手県土地開発公社と実施協定を締結するものであります。

議案第62号（仮称）おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業実施協定の締結については、（仮称）おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業の用地取得業務及び用地造成等業務について、岩手県土地開発公社と実施協定を締結するものであります。

議案第63号平成25年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについては、町長、副町長及び教育長の給与の減額、風しん予防接種緊急対策事業補助金、被災者住宅再建事業等の独自支援事業補助金、町方地区と安渡地区に係る津波復興拠点整備事業及び町方地区以外の土地再生区画整理事業等の復興整備事業管理支援業務委託料を補正するものであります。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○

日程第3 議案第53号 大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付け及び譲渡に関する条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第53号大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付け及び譲渡に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第53号大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付け及び譲渡に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

条例をお開きください。

第1条は、この条例の趣旨について規定をしております。

第2条は、用語の定義を規定しております。

第3条は、貸し付けまたは譲渡の対象となる宅地を、第4条では、貸付けまたは譲渡を受けられる者を規定しております。

第5条から第6条は、貸付けまたは譲渡の申請及び決定についてを規定しております。

第7条は、貸付期間を規定しております。

第8条では契約について、第9条では貸付料及び譲渡代金について、第10条では契約保証金について、第11条では契約に係る費用負担を規定しております。

第12条は借受人に対する譲渡の特例を、第13条では住宅の建設義務を、そして第14条では貸付けの承継について規定しております。

第15条では禁止事項、第16条では契約の解除、第17条は違約金について規定しているほか、第18条では委任について規定しています。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。ありませんか。阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 今回、こういう条例を制定するわけですが、他の被災自治体でも防集、こういった関係に関してはこういう条例をつくって施行しているか、その辺をお伺いいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今、岩手県内でこういった条例を制定している市町村はまだなくて、大槌町が多分一番最初になると思います、条例としては。

あと、県外では宮城県、仙台市とかではつくっているんですが、ほとんどは要綱で、今仙台ではこういったことで施行しております。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第53号大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付け及び譲渡に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

日程第4 議案第54号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第54号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第54号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

附則に1項を追加し第9項とし、町長及び副町長の給与月額を本年8月1日から来年4月30日までの9カ月間、町長の給料66万6,000円を62万6,040円に、副町長の給料52万3,000円を50万80円とするものであります。ただし、地方自治法第204条に規定する期末手当の額の算定の基準となる給与月額は従前のおりとするものであります。

なお、この条例は本年8月1日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 町長さんの給料、これは次に国で下げました公務員の給料、ラスパイレス指数が当町は105.7ということで下げる前段だと思いますけれども、当町におきまして、職員の給料というのは地域経済を引っばる大事な部分だと思います。そういう点で、労使関係、町職員との組合とか、そういう話し合いはどのようになっているかお聞きいたします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 組合からは給与削減について実施しないでほしいという要望書が出ております。また、それにつきましてきちんと整理をしながら回答していくということになります。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 前の議会で東梅議員さんからも、それこそ今復興に向けて一生懸命職員たちは頑張っているんだと。だから、給料は下げないほうがいいんじゃないかなというお話もありました。

実際的に、最後は町長の決断だと思うんですけども、その中で、それこそ町長さんは国に負けたかどうかかわからないけれども、交付税の減額とか、いろいろ理由はあるようですけれども、こういう教育長初め町長、三役の方々が下げたということ、それは国の方針に少しでもと思った結果だと思うけれども、ただここで一つの8月1日から平成26年の4月30日までという期限を一応は切っておりますけれども、その期限を切った理由というのはどの辺から来たのか。その辺のところをお伺いします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 国の要請は、本年7月1日から来年3月31日までの9カ月間でありました。その期間を1カ月ずれる形になりますけれども、期間を守って本年8月1日から来年の4月30日までの9カ月間ということで削減期間を設けております。

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 今回、来年の3月30日までということでお話がありましたが、例えば4月1日からのやつになれば、またこういう形で条例改正案として出してくるのか、その辺。

あと特別職報酬審議会で諮って検討した、という内容の説明がありましたが、その中で、例えば議会は、我々は非常勤の特別職なんですけれども、議会に対してはどういった話があったか、その辺をお伺いします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 1点目につきましては、附則でうたっておりますので4月30日を過ぎますと元の金額に戻るという形になります。来年の5月になれば元の給料に戻るという形になります。

また、審議会での答申については、今お話ししたとおりの部分で、議員の方々についての削減についての附帯意見はつかなかったという形になります。

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 県内の他の町村で、こういう形で議員で報酬を引き下げている自治体はあるのか、その辺をお伺いします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議員の報酬削減ということのご質問でお答えいたします。

6月20日現在で順不同になりますけれども、滝沢村では給与の5.42%の削減、紫波町では給与の3%削減、矢巾町では給与の3%削減、岩泉町では給与の15%削減、普代村

では期末手当2.5%削減と、県内においては5町村で削減を実施するという事で情報を得ております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） その会に諮問したときの会議の中身、もう少し詳しく話をしていたきたいと。その中で、我々特別職についても何か話がなかったのかと。その辺まで具体的にお話ししていただきたい。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報酬等審議会の中身についてです。これは議事録をつくってまだ整理つかないんですけれども、その中でお話があったのは、今の状況の中では三役の給与削減については実施しなくてもいいのではないかという意見も委員の中からございました。

また、町議会議員におきましても、特別職ということで削減してはどうなのかという話も実はされております。ただし、最終的には答申の中にはそういう部分は盛り込まれてなくて、先ほど申しましたとおり、今回諮問しました三役の給与の6%カットが適当であるという部分での答申をいただいております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 以前私が質問した中でも、やはり特別職の給与削減についても、またこの三役、確かに三役が下げるということは本当に申しわけないなと思います。

私も特別職の一員として、やはり被災自治体の中でも、そういうところで応じている中について、やっぱり大槌町でも確かに被災したから云々かんぬんという話をしますけれども、やはりそこまで食い込んでもらったっていいと思いますよ。私個人の考えですけども、今はですよ。やっぱり議員としても、そういうものには応じていかなければならないと。やっぱり全国的にいろいろな、日本全国から支援していただいている。そういう中においても、やはり幾分かは協力しなければならない。そういう考えはあります。

だから、私は前にも言ったように、もう少し本当は考えていただきたいかった。やっぱり、三役だけの減収というのもわかりますけれども、その辺まで踏み込んで、もう少し相談してどうなんだと、私はそう言っていただきたいかったと思う。そう今でも考えています。その辺、何かありませんか。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 今までであれば、確かにいわゆる三役と議員特別職報酬等については検討を一緒にしてきたという経緯もございますが、ただ今回は時限的なものでありまして、9カ月の部分である。

そしてまた、議員の報酬について市町村の平均等を見ても、決して高い報酬ではないということも考えまして、今回は時限的な9カ月という形の中では、三役だけで対応をしたほうがいいんじゃないかなということで、今回はこういう形になっておりますが、先ほど副議長さんからも4月以降はどうなるんだという話もありますが、このことについては当然今後国との動向がありますので、その段階で全体的な検討は必要かなと、今はそういう考えでおります。

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 私も金崎悟朗さんの考え方に同感でございます。

特別職報酬審議委員会の中にたしか議会の中からのメンバーが入っていると思いますが、議長に対して、こういう審議委員会の中でこういう話があったという報告とか、そういうものはあったのでしょうか。議長に対してこういう話があったのならば、内容の説明とか。

○議長（阿部六平君） 町長から議長席に来てこういうお話があったとき、議会も何とか考えてくださいと、そういうお願いをしました。そうしましたら、町長さん、何とか今回は三役だけでこういうわけですからということで、そういう回答をもらっております。

阿部義正君。

○13番（阿部義正君） そうではなくて、特別職の報酬審議委員会に議会からもメンバーが入っていると思うんですよ。そのメンバーが……入っていませんか。（「入っていない」の声あり）済みません。

○議長（阿部六平君） 入っていないそうです。よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第54号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたします。

した。

○

日程第5 議案第55号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第55号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第55号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

附則に1項を追加し第6項とし、教育長の給与月額を本年8月1日から来年4月30日までの9カ月間、50万2,000円を47万1,880円とするものであります。ただし、地方自治法第204条に規定する期末手当の額の算定の基準となる給与月額は従前のおりとするものであります。

なお、この条例は本年8月1日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） また言うようだけれども、確かに教育長のほうにも影響が及んだと。交付税の減額とこの金額を合わせた計算とどのくらいの金額になるかということと、議運の中でも話をされましたけれども、そこを相殺する形でプラスになる、マイナスになるという、その兼ね合いのところを聞きたいんですけども。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 交付税の減による影響額ですけれども、4,298万9,000円ということになります。なお、それに伴う今回の三役の給与削減については、その3%に当たるという形になります。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤舘和彦君） ちょっと追加してお話しします。

今、総務部長が言ったとおり減額は4,200万円ぐらいになっているという状況はあります。ただ、今回の交付税の中で、国が減額をどれぐらいになるかという試算をすれば9,000億円ぐらいという話でした。その中で、それをどう使うかという話もあるんです

が、1,000億円については復興事業に回す、5,000億円は防災に使う、3,000億円は人件費の削減を努力しているところに加算して交付するとなっております。

その中で、うちで人件費削減努力というのは職員数の減、それからラスパイレス指数、そういった2点なんです、その中で努力しているところには加算されるという部分で、うちで実際結果で来ているのは3,800万円ぐらいという状況になりますので、今回の減額等と合わせて4,000万円ぐらいになるかなという状況にはなります。以上です。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第55号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第56号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第56号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第56号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、入居者資格について規定した第5条の中で第4号を追加していましたが、条文において第4号についての記載が抜け落ちていたことから追加したこと、入居予定者の選考について規定した第7条の優先的に入居予定者として決定することができることを定めている第5項に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者を追加したことです。

別表をお開きください。

また、別表において今回の東日本大震災で被災した雁舞道第1から第4町営住宅、夏本町営住宅、安渡第2町営住宅、沢山町営住宅、大ケ口第1から第9町営住宅、新港町

第1から第6漁民住宅、赤浜第1から第2漁民住宅を削除し、大ケロー丁目町営住宅と吉里吉里町営住宅、源水公営住宅を新しく追加するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松君。

○7番（小松則明君） この災害公営住宅なるもの、それから今までの例えば赤浜の公営住宅、今まで既存がある住宅の部分、将来的には町営住宅と災害公営住宅の条例とか、そういうものは一緒になるとして考えてのことは言っているんですね。まず、それを1点お伺いします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 災害公営住宅もこの大槌町町営住宅等条例の中で規定するというようにしています。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） わかりましたけれども、町営住宅なるものの基本というのについて私は勉強不足かも知りませんが、町営住宅は低所得者のために皆さん家を持っていない方に提供しますよということで、所得の部分によってお金も変わりますよ。そして、この災害公営住宅なるものは、最初に聞いたものは所得制限はありませんというものから始まっていました。

そういうことを最初私は聞いて、あ、そうかということで、被災を受けた住民の方々、大槌町民、じゃあ建てられる状況にあったのか、例えば今まであった代々からあった住宅が被災したけれども、これから建てられないという状況の中で入れるんだという思いをしていました。

この条例を今までの条例と重ね合わせている中で、将来的に高額所得者とは言いませんけれども、ある程度以上のラインというものは設けるんですか、設けないんですか。どちらでしょうか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） お答えします。

災害公営住宅の家賃につきましては、一応現段階では、被災した段階で年収をもって政令に定める形で家賃を設定していきまして、最長10年は減免があるんですけども、毎年所得証明書を出していただいて家賃を決定しますので、当然高額になりますと家賃は上がっていきます。最終的に家賃収入が政令で定める額を超えますと明け渡し義務が、

明け渡しの努力義務という形になりますので、その場合、高額所得者の方には出ていっていただきたいという形で協議する形になります。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 少し長く聞かせて。

明け渡し義務。じゃあ、その方が行くところないよという話になればどうなのかということもあれなんですけれども、言っている意味、課長、わかるんです。結局、ある程度今の被災したときには猶予措置という部分がなくなったらもう家賃はとんでもなく高いですよ、それぐらいなら家を建ててください、というのはわかるんですよ。

わかっているんですけれども、何と言ったらいいんでしょう、その中でもある程度の、今から例えば10年、5年というスパンがありますけれども、そのとき、今年の年を換算して、じゃあその時期から家を建てられるのか、建てられないのかという場合が考えられる上で、そのときに所得、高額所得とは言いませんけれどもある程度の所得を持った人たちが退職したよというときにいろいろ話し合ってもらえるのか。まず、毎年の所得という話を出してくださいと、その所得額で次の年は変わりますよね。退職したときが一番切ないんですね。やっぱり税金とか、そういう場合の優遇措置とか考えられるのか。

どっちにしろ町のもの、町のものという言い方はおかしいけれども、町が管理する住宅となるものについても、これからさらに吟味しておいたほうが、いろいろとトラブル、明け渡し義務がありますと言うより、そういう方はなるべく自立再建ですよという言い方に変えとか、そういう優しい言葉、やっぱり復興というものの志というものを中身に入れてからやってほしいと思っております。意見があるなら、私3回目なのでよろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 先ほども申しましたように、3年以上入居した中で15万8,000円以上になれば明け渡しの努力義務が生じて、5年以上になりますと政令の月額が31万3,000円以上の場合は明け渡し義務が生じるような形になっております。

今、議員がおっしゃるように、状況によっては災害公営住宅に住み続けたいと、住み続けなければならないというような状況があるのであれば、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 下から2番目の吉里吉里町営住宅についてですけれども、こちら

は今建設している吉里吉里の給食センターの隣のことを指しますか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 今建設中の住宅の部分です。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 災害公営住宅、当初はこちら県営と聞いておった記憶がございますけれども、町営に変わった原因といたしますか、経緯を教えてくださいと思います。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） 今現在、県が建設しておりますけれども、8月に竣工の暁には町が譲り受けて管理いたします。以上です。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） ということは、将来的において修繕とかメンテとかというのは町の負担になるということによろしいのかと、あともう一つは、さっき小松議員との関連なんです、被災者が入る災害公営住宅の枠があったときに、ある程度年数がたっていくと被災者の住民に結構高齢者が多いので亡くなって自然退去になっていった場合、どんどん空き部屋が出たようなときに、他からの転入者だとかというのがスムーズに入れるような状況になるのかどうかについて、2点お伺いさせていただきます。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） まず、将来的には町営であります、当然町の維持管理ということで、現在地震津波で残った百数十戸あるわけですけれども、それらと今回考えております計画どおり行けば、将来的には850前後の町営住宅なるものが存在してまいります。当然数多くございますので、維持管理については将来的に町の負担にならないようにということで、計画的にどの時点でどれだけの金を投資すればということで、長寿命化ということで今計画書をつくっている最中でございます。

それから、もう1点のお尋ねでございますけれども、町営でございますので、やっぱりそれだけの要件があるということで、条例等を改正しない限りなかなか難しい面があるかなと思っております。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 今の答弁の中で条例を改正しなければ難しいという話もあるけれども、実際空き部屋があつて人が住まなければ老朽化していくじゃないですか。空いているよりは入ってもらっているほうが町の収入にもなるし将来的なメンテ費用もそこで

産出されるわけなので、もちろん先ほど来出ているとおり所得制限をどの程度まで引き上げるのか下げるのか、何ぼの基準が該当なのかは後での決め方なんですけど、考え方として将来的において空いていくであろうという予測があるわけなので、町とすれば空けないほうがいいわけですよ。考え方ですよ、考え方。

なので、そこら辺はケース・バイ・ケースだとか、あと公営住宅に入居を希望なさる希望者の考え方だとか、あと町の考え方もそうなんですけど、そこら辺はもう少しフランクに考えていかないと、あなたは所得が高いから1戸建てに行ってくださいとか、賃貸住宅を借りてくださいというよりは、せっかく空いているのだから入ってもらおうほうが快いし、町の財源としても支出がないわけだからというような考え方もあると思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） お答えします。

今議員が質問されたように、実際空いている部分になりますと町の損失になりますので、その辺は政令との関連も踏まえて、どのような形で可能かどうか検討して対応したいと思います。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第56号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第57号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第57号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第57号財産の取得についてご説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和51年大槌町条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 財産の品目、大ケロ地区災害公営住宅。

2 取得の数量、災害公営住宅70戸及び附帯施設（集会所・ごみステーション・自転車置き場・物置）。

3 取得の方法、随意契約。

4 取得の金額、12億4,186万2,057円。

5 契約の相手方、岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、震災復興推進役小山潤二です。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） これには私は賛成いたしますけれども、局長、これは町民の方々に知らせるためにということでお答えください。

この大ケロ地区災害公営住宅なるもの、あそこの共同住宅を解体しまして、基礎を撤去して盛り土して、そして基礎を始めて、今はもう建屋してもう少しで入れますよと。世の中の話では、盛り土したらすぐに建てられないよという話が異常に出ています。そういう中で、あそこの場合は手前は1.5メートル、奥のほうは恐らく2メートルちょっと盛っていると思うんですけれども、そういう場合にもう建てられるんだよということの再確認をここでお答えいただければ。

やっぱり住民の方々はあそこは盛ったばかりだから、建てて家が潰れるんじゃないかという意見もあるんですよ。だけれども、大丈夫ですよというお言葉をこういう議会の場を出してほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） 本当にありがとうございます。

議員のおっしゃるように、世間はどんな目で見ているかというのがあるんですけれども、プロ集団であるそれらの業者に依頼しておりますし、周知はできておりませんけれども、これは十分安全性を保てると思っておりますので、よろしくご理解お願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） ちょっと済みません。

愚にもつかない質問かもしれませんが、まずURさんですよ、買い取るという都市再生機構さん。建築に当たっては、やっぱり町で予算を出してきたんですよ、建設に当たっては。そして、通常考え方とすれば、まず自分でつくって売ると。普通は、金をもらってつくって、また売るというのは疑問に、あれっという気がしていたんですけども、その辺と、それから吉里吉里の先ほどの県営住宅等々について、町のものになる時点においては、町からの持ち出しとか買い取りとかというのはどうなるんでしょう。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） まず、1点目の大ケロにつきましては、昨年の12月にこの場におきまして予算化とともに、それからURへの発注についてはご承認賜わって今日を迎えたわけでございます。

それから、吉里吉里につきましては、次の案件でございますけれども、当然県がつくって役場が引きとる形になるわけですが、今回はそのときに局長から詳しく内容のご説明を申し上げますけれども、当然しかるべき金額でということで、今回は8分の1相当だけやっておりますけれども、そういうことで今回お諮りしておりますので、後ほどご説明申し上げたいと思います。

○議長（阿部六平君） よろしいですね。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第57号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第58号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第58号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第58号財産の取得についてご説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和51年大槌町条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 財産の品目、吉里吉里地区災害公営住宅。

2 取得の数量、災害公営住宅34戸及び附帯施設（ごみステーション・自転車置き場・物置）並びに土地1,686平方メートル（地目：畑、駐車場、自転車置き場として使用）。

3 取得の方法、買入れ。

4 取得の金額、1億1,626万8,067円。

5 契約の相手方、岩手県盛岡市内丸10番1号、岩手県、岩手県知事達増拓也です。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第58号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第59号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第59号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第59号財産の取得についてご説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和51年大槌町条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 取得する土地、上閉伊郡大槌町新町地内。

2 地積、5,036.9平方メートル。

3 取得金額、1億603万7,060円。

4 取得目的、防災集団移転促進事業用地（移転元）です。

以上、ご審議をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第59号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第60号 業務委託契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案第60号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第60号業務委託契約の締結についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和51年大槌町条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 契約の目的、大槌町町方地区防災集団移転促進事業業務委託。

2 契約の方法、随意契約。

3 契約の金額、23億4,679万6,000円。

4 契約の相手方、岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、震災復興推進役小山潤二です。

以上、ご審議をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 私、議運の委員長としてちょっとお伺いします。

この間の議運では、こういう詳細が提案されなかったんですよ。私は、23億円もの大

金ですから町方の何に使うのかなと、この23億円の根拠についてということも議運の中で話したんですが、町方のかさ上げのための取りつけ道路とか、そういうものに使われるのかなと思って私なりに解釈しておりましたけれども、ちょっと後で見ましたらば、町方は町方でも参考資料2番目の対象地区、寺野団地となっているんですね。これが提案されないんですよ。

何でこだわるかという、残念ながらあそこには何十年でとんでもない金を投入しているんです、あそこの地区に。よそ並みの、要するにふれあい運動公園をつくるために。残念ながら、関係した方々は今お一人もおりません。それで、つい最近でも雲南沢の雨水対策とか、そういうことで予算が計上されて、あそこにはもうとんでもない金がつぎ込まれているんです。そういう中で、これは過去のことといえば過去のことですけれどもね。

問題は、さらに今あるふれあい運動公園以外に、例えば病院とかいろいろ計画されているわけですが、一般の用地取得の問題だとか、そういうのはどうなってくるのかなとかですね。

それで、ちょっととんでもない金を使うために寺野団地の土地利用計画図、ちょっとこれを見ても、私は大体理解できるんですが、ほとんどの人は理解できないと思います、これを見ただけで。だから、できればわかりやすくするためには新たな計画図もそうですが、現状と比較できるような図面を出したほうが親切だと思うんですね。そうすれば、ここも取得するのかなとか、例えばあそこには相撲場とか弓道場だとか、テニスコートだとかいろいろ施設があるわけですから、そういうこと等を見ていくと、あれ何だろうなということで、あえて私が立たせていただきましたけれども、その辺についてまず担当課からよろしく。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 失礼いたします。

計画の内容につきましては、町方防災集団移転促進事業ということで、町方地区の住宅を禁止する方々について、移転先ということで寺野団地をということで、ふれあい運動公園の用地を取得して、そこで団地を造成するという計画で、今回URさんへ事業をお願いするという、この委託契約ということで提案をさせていただいております。

計画の内容につきましては、これまで町方地区の町づくり懇談会等でも計画図ですとか、その内容についてはご説明をさせていただいておりますし、内容の計画戸数ですと

か、そういったことも図面もお示しさせていただいてはおります。ただ今回、議員ご指摘のとおり、ちょっと詳細な図面がついていないということについては申しわけございません。ちょっとその辺について、今後きちっと資料を整理して、またそういった形で今後気をつけていきたいとは思っています。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 公営住宅もさることながら、病院も計画されていますよね、あそこに。病院も高床だ、どうのこうの、もうそういう話ばかり。病院の問題、小中一貫校の問題ですね。あと、一番私が心配しているのは、とんでもない金をふれあい運動公園にかけて、もう上からはわからないです。もうあそこは雨水対策のためにとんでもない金をかけて地下に水路を入れているんです、ずっと。とか、単純に考えればせっかくつくったああいう立派な駐車場を黙って病院のために使うのはどうだろうという考え方もあるし、言っている方もいるんです。

それと関連して、今回の災害のための仮設住宅、農家の方々から快く提供していただいたわけですよね。その仮設住宅の、要するに農耕地の問題。採石を入れてあのとおりやったわけですよね。あれをもとの畑に戻すといえどどうなのか、専門家がいますけれども。そういう問題等もありますしね。だから、単純に何かいかないのは気にするんです、ふれあい運動公園の場合。まだ、学校も建設されていませんし、小中一貫校ですね。あと、そういう周辺の仮設住宅の用地の問題だとか。

だから、できれば、私個人的な考えですが、もう一度このことについて議運で議運の先生方と討論したいなと思うんですけれども、その辺どうですかね。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 寺野公園の部分についてお答え申します。

寺野公園は、今回震災の中では被災を受けなかったんですけれども、実際震災後自衛隊があそこに駐屯する等で、大きく多目的グラウンドとか野球場の施設とか、いろいろなものが使えないような状態になっている。その中で、もう一度それを復旧するということは町の単独費で直すという話になるので、かなりの膨大な出費が見込まれると。そういう中で、今のこの被災した住宅地を代替する広場がほとんど大槌町にはないという中で、できるだけ早くそういった方々の住宅団地を建設するというところで、国土交通省とは今現在建設中の公園を廃するという非常にハードルの高いものでしたけれども、協議をしました。住宅団地のためであれば仕方がないだろうということで、今回はそれに

対する補助金の返還もなしで財産処分をさせていただいたというような経緯でございます。（「3回目だね」の声あり）

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） いろいろあると思います。私が言いたいのは、せっかくこういう大事な問題、初めての対象地区、寺野団地。わかりますよ、町方のかわりというのはわかっている。こういうのが提案されないんです、議運に。それを言っている。局長さん。一番大事なことでしょう。

この図面を見ても、利用図を見ても、いろいろなうわさが町中に流れているんです。全く民間の土地を買わないで、現在ある町有地だけでやればいいですよ。関連して民間の土地を購入するとか何とかということについて、いろいろなうわさも出ていますし、それだけにやっぱり町民に誤解されないような形でやっていかなければならないものですからね。だから、何で議会運営委員会にこういう図面なんかを出して、弓道場はどうか相撲場はどうかとか、そういう意見交換できるでしょう。そのことを言っているんです、私。（「議長、整理、整理」の声あり）ということです。

○議長（阿部六平君） 関連がありますので、質疑にさせていただきます。副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 議会運営委員会にご説明申し上げているのは、あくまでも議会のいわゆる運営について会期を幾らにするかという形の中で、今まで詳細についてはご説明申し上げないで、いわゆる案件についての概略を今までご説明申し上げてきております。

したがいまして、詳細については、いわゆる議会の招集告示日に、事前に皆さんにご配付するという形で今まで来ておりました、議会運営委員会の中での書類については、あくまで概略説明という形をお願いをしておりますので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この事業なんですけれども、これは契約を締結した日から事業は着手するという事なんですか。その辺を1点。

それから、実は先日大槌中学校の校長さんにお会いしまして、いろいろと意見交換をさせていただきました。中学校の校長もこの事業には大変心を痛めておりました、計画の年月日の問題ですね。要は、小中一貫教育校ができ上がる前に、寺野の団地の工事が始まるのではないかと。

何で校長先生が大変心を痛めているかという、今現在も子供たちの活動する場所が少ない中で、さらにこの場所を小中一貫教育校ができる前、新たなグラウンドができる前にここに工事を着手されると、子供たちの活動する場がなくなってしまうのではないかと大変心配をされておりました。その辺いかがですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回、都市再生機構へのこの契約でございますけれども、都市再生機構に契約しますと、都市再生機構はこの間決まりました震災復興のJV、CMRの方にこれをそのまま発注すると。価格交渉してこれからお金を決めて発注していく。ただ、その中では工区割をしていくというのは1つで、一気に小中一貫校の分までかかるというものではございません。

まず1つは、小中一貫校については存置している間はあそこは建設にはかからないというところと、もう一つはグラウンドの話ですけれども、その部分についても基本的に新町に仮設グラウンドの整備を今予定してございます。そちらのほうができ上がらないと取り壊しにはかからないと。したがって、今すぐ取り壊すというものではございません。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） それで、以前にもこの場で私は要望していたと思うんですけども、新しい小中一貫教育校とグラウンドが完成するまでは、ここには手をつけないでほしいと。子供たちの、要は教育上、受けなくてはいけない体育であったりスポーツ活動の部分が、例えば今答弁の中に新町という話がありました。この話も校長から私伺っております。それで、行ったり来たりだけでもう授業の時間が終わってしまうんですよ。授業の組み立てが大変難しくなるわけです。それと、クラブ活動も荷物を運んだだけで終わってしまうと言っています。まともな活動ができなくなるわけです。何ぼバスを出して輸送しますとは言っても、時間のロスというのが大変あるわけです。だから、特に大槌町は前から言われているように、町づくりは人づくり、人づくりは教育だと言っているながら、教育の部分が一番今困っている状況なんではないですか。

その辺もやっぱりきちっと配慮して、新しい校舎、新しいグラウンドができてから、ここの部分は工事に着手するようお願いしたいと思います。その辺の考え方をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 東梅議員のお話しされることもよくわかりますけれども、その一方で仮設住宅に暮らしている方々もおりまして、町方についてはいまだにどの住宅団地もできていないというような状況で、学校ができるとなれば平成28年ごろまでずっとそういった住宅団地はできないと。

町方については、ここが一番大きな住宅団地になっておりまして、ここの部分がそれまでできないとずっと仮設住宅の暮らしが長くなるというような中で、もしそういった形であればまた別の用地を探して、ここはもう防集団地には使えないという話になって、国庫金の返還から含めてかなりの大きな計画の変更をせざるを得ないというような状況でございますので、そういったところはちょっとご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この計画なんですけれども、実はこども議会というのがありまして、その子供の議会の中でもある高校生からの言葉です。この復興計画は一体誰のための復興計画なんだろうと。私たち、高校生を含めて将来この町に住むであろう私たちのための町づくりにはなっていないのではないかと。今現在、町づくりの考え方を示しているのは、自分たちのお父さん、お母さんの年代であったり、さらにその上の人たちが町づくりをしているのではないかと。私たちの意見も聞いてほしいという言葉がありました。

やっぱり、確かに今仮設住宅で生活されている方は大変だと思います。ただ、最初からそういうことも踏まえながら計画というのは立てなければいけないはずなんです。ただ単に建てやすいところに建てるのではなくて、総合的に考えてそれぞれがこれだったらいいねと思えるような計画をしなくてはいけないはずだったんです。だから、全てに無理が来てしまっているわけです、今ここにきて。

例えば、話を大きくすると防潮堤の問題もその1つなわけです。防潮できないうちは、町方地域の住宅再建ができないわけです。いつできるかわからない防潮堤を待たなくてはいけないわけです。

そういうことも含めて、やっぱりきちっともう一度考えてほしいと私は思います。ましてや、学校建設がこれから用地取得、成功すればいいです、失敗したらどうなるんですか。その辺も踏まえて、きちっと考えてほしいと思います。その辺どうですか。

○議長（阿部六平君） 大水副町長。

○副町長（大水敏弘君） 先ほど復興局長が答弁したとおり、全てうまくいくというのは

なかなか難しいという状況はあるかと思えます。大槌は非常に用地がない中で防集の団地を確保していかななくてはいけないということで、大変心苦しくはあるんですけども、仮設グラウンドを確保することによって防集団地を確保していくということをやらざるを得ないという状況でございます。

ただ、一方で、教育の環境の確保ということは大事でございますので、また教育部門とも協議しながら子供の教育場の確保、あるいは良好な教育環境づくりということについても並行して対応していきたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 今まで何年とやっている議員の方々は、そこに投入したお金とか、そういう部分のものとか、いろいろな金についてのもったいないとかという話、それから教育についてはそれなりに子供たちのことを考えて言っていると。ついて、私はもう一つ仮設住宅に住んでいる方々の物を申せば、逆に早くつくってほしいという方向で早くつくってほしいなど。

これは議員全員違います。ここにいる復興という真っすぐに進もうという気持ちはありますけれども、その中で各議員の言うことは違います。その中で、議員もいろいろな模索をしているのも事実であります。

その中で、私は一歩話が変わります。議題になっている大槌町町方地域防災集団移転促進事業業務委託契約の概要についてということで、本議会において議決をすると。23億4,679万6,000円。これについては、さっき復興局長がこの前町方の工事を請け負った方々の、あのとき私は議会で言いましたよね。その業者の方々はこれから随契、随契として大きなお金が後からついてきますよと、これもその一環だと思っております。それはまず、さっき局長が言った点、間違いないと思っております。

そこで、今議会において議員が議決をするということは、URさんに対して任せますよ。私が言っているのは、URさん、お願いします。その後、委託先のURさんはいろいろな工事に対してやります。大槌町は、委託業務先について委託しましたということで、業者さんとURの中でいろいろな協議が行われ、復興大槌をつくっていくと思いますが、大槌町はその業者さんとURに何かあった場合には責任的なものはあるのかないのか、それを1つ教えてください。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1つちょっと訂正させてください。

今回小松議員が言うように、町方地区の100億円の区画整理事業を既に契約してございますけれども、それに次々と契約していくということではなくて、次に大きいのは町方地区の防集の移転先、いわゆる寺野団地でございます。それから、あと一部は津波復興拠点の整備と、あとは桎内地区の災害公営住宅の整備。この4つだけがURさんにこれから契約していく内容でして、一番大きいのは土地区画整理で、それからある程度その中に付随したものがついていくと。基本的には町方に付随したものがついていくというようなことで、契約を次々としていく予定でございます。

次に、実際URさんと町と業者さんの関係でございますけれども、工事を進めるに当たっての用地買収とかは町が行いますので、基本的には用地の交渉、それからあとは住民合意に関しても町が入りますので、基本的にはURさんと町は協力し合いながら一つのこういった工事をなし遂げていくというような状態であります。

それから、URさんから発注しておりますCMRから先の工事の責任については、基本的にはURさんが負うと。いわゆるその後の会計検査院の検査から全て負うというようなことになります。ただし、引き取る際における瑕疵担保の設定についてはURと町で両方持てるような形で考えてはございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 最初の部分に対して、私の聞き違い、考え違いということがありましたけれども、町方地域の工事について、私はそのほかに寺野も初めいろいろな部分に対しては付随して随契で入っていきますよねとこの前聞いたんですよ。これはついていくものであるとさっき言いましたでしょう。そのほかにいろいろな町方の移転地域とか、そういうのが付随になるでしょうということは、私は間違っていないと思っておりますけれども、間違っている……。

じゃあ、言い方を変えれば、町方地域の付随したJVの方々、復興する方々の配分とか、工事をする上でその部分のほかの飛びはねて移転する場所とか、そういうものについてはこちらで発注するわけではないでしょう。この業者がここに来て付随して工事をするという意味で私は捉えていたんだが、それが違うんだったら後でまた教えてください。

それに対して、今町とURさんが話し合いして協力をしていく。これはいいことです。やっぱり、町の意見もURさんと話ししてこれからもやっていってほしいし、局長もその中に立ってやっていくということは好ましいと思っております。

ただし、私はやっぱりその中でも、うちら議員の中にもいろいろな考えを持っている議員もあります。大槌町の町民の方々の考えもあります。局長、そういう考えも局長が聞いて、URさん、こうだよという広い心で、それをみんな言っている。例えば、さっき言った議員の方々の意見も、事前にこういう意見もあるぞというのを聞いていればいろいろ問題は事前に済むと思うんですよ。やっぱり一つ復興というのは、議会と町が一緒にやりましょうと前に言ったでしょう。やっぱり話し合いを密にしてやりましょう。いかがですか。

○議長（阿部六平君） 局長。

○復興局長（那須 智君） おっしゃるとおりだと思います。一緒に協力してやっていきます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 一言、今小松議員の言ったとおり。議会常任委員会等に諮る前にマスコミに情報が行って、町民に対してはもう決まったような形で交渉とか進められているような感じを受けるわけです。これではやっぱり町民の皆さんの声とか気持ちとして余りいいものではないと思いますので、まず議会のほう、常任委員会等に情報を出してほしいと思います。

それで、寺野団地について質問いたします。ここは住宅ということなんですけれども、近くに工場等もあるわけなんです。将来的に団地として商業地域とか混合地域とか、そういう都市計画についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 用途地域の件なんでしょうか。それとも、計画的には今住宅だけでそれ以外には多少病院等がありますので、それに付随したものは多少できる余地は残したいとは思っておりますけれども、基本的には住宅団地だけということで想定はしております。

それから、用途的には用途地域という形は今後町全体を見直す中で、この中の用途地域も含めて検討していきたいとは思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 用途地域は、本当は町全体を最初に検討して、どこにどういう工場とか、あるいはそういう今ある、ここにも工場があるわけなんですけれども、それから住宅地を配置するかという計画が先のような気がしますけれども。ちょっとその辺で

やっぱりずれが出てくるんじゃないかなと思います。

ちょっと学校のことについて、やっぱり先ほど東梅 守議員が言いましたように、授業に影響がある。子供たちの運動に影響がある。子供たちは限られた時間内で教育を受けていくわけですので、学校のそういう授業内容とか、そういうものは十分わかった上でグラウンドとか、そういう配置を決めているわけですか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 工事に関しましては、先ほど復興局長が申しましたように、新町へ予定をしております仮設のグラウンドですとか、そういったものができ上がってからでないか実際のグラウンドですとか、そういう施設については着手する予定はございません。

そういった学校の今の教育関係とも協議をしながら、そういう授業といったものとかクラブ活動とか、そういったものに支障のないような形で工事についてはやっていきたいと思っていますので、少しずつ工程を、あるいは工区分けをして、そういった形の工事をしていきたいとは想定をしております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 私が言っているのは、グラウンドのつくる期間ではなく、そこに移動する授業時間のことを、先ほど東梅 守議員も言ったように、その辺の配慮とかはどうなんだということなんですよ。

ここに病院という話ですけれども、実際そういう当事者等の十分な話し合いというのはないんじゃないですか。どうですか。そこの中でいろいろな問題とか、こうしたいかという話が出てくれば、それなりにお互いの話でこうしたほうがいい、ああしたほうがいい、いろいろなアイデアとか、そういうものも出てくると思うんですけれども。何かちょっと一方的なような気がします。どうですか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 議員ご指摘のとおり、そういった細かい点については、まだちょっと詳細については十分に議論という形なり協議をまだしていませんので、こういう形で計画をさせてほしいということだけ学校にはご説明させていただいておりますので、今後はそういったクラブ活動の移動だとか、あるいはそういった教育関係の問題点、通学路の問題ですとか、そういったことも含めまして、これからURさんへ委託をして、URさんで詳細な工程、あるいは工事の計画を詰めた中でそういったことも

これから十分詰めていきたいなと思っておりますので、これから学校さんと含めまして
そういったことは詰めていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 皆さんが懸念しているとおおり、寺野の防集先、これはこれでいい
と思います。一番大事なのは、ともかく東梅議員たちも言っているとおおり、教育の場所
を一応決まって進めているわけだ。それをいち早くやることだと思ふ。いち早くして、
例えばそういう教育環境を整えてやるというのが前提だから。

確かに、住む仮設から恒久的な住宅に入るのも大事です。でもやっぱり何を言っても、
町民、子供たちを昔の言葉で言えば人は石垣だから、そこをつくらなければならないか
ら。やっぱり前からも話が出てくるんだけど、いや学校をつくったときはバスで運
ぶんだとか、我々も確かに場当たりのことは言いますが、じゃあ体育館はどう
するんだとか、体育館は2階建てですかとか、それこそ場当たりの答弁をする人もい
るんだからさ。やっぱり行政とすれば、町民から望むところは早く建てなければなら
ないというのは、学校は建てなければならぬ、病院も建てなければならぬ、いろい
ろなのはあっても、子供たちが安心して学びやに通えるところ、十分に運動できる
ところをきちっと整備してから、それでこの話が出てくれば、そんなに何だかんだとも
めないと思います。

そこらが、やっぱり何ぼ言ってもグラウンドの中に学校をつくってグラウンドをどう
するかとか、いや下に下りてくる、バス出すからいいとか、そういうことではただの
その辺の人たちが集まって言うのと何も変わらないんだ。だから、そこを突っ込まれ
ないように、ここにはこういう学校をつくと場所をきちっと決めてしまわないと、決
めてからここにこういうグラウンドもつくりましょと、グラウンドを先に整備して
から校舎を建てれば、県立高校だって小中一貫校の校庭だってきちっとすると思
います。それはいろいろな業務があるから、町づくりを全てやらなければならない
から大変だとは思いますが、やっぱり教育が根幹だから、ここだけは絶対変
えないで、一日も早く学校敷地からグラウンド敷地を確保するように進んで
いただきたい。そうすれば、ここは別に何だかんだという問題は出てこ
ないと思います。それについて、一言。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 先ほど来、議員の皆様方から大変ご心配、あるいは
早期に復旧・復興というお話を聞いておまして、まさに私ども行政を預かる
ものとして、一日も早

く、一刻も早くやっていかなければならないと思っております。

この計画については、思い出してほしいわけですが、一昨年10月から12月までの間、地域復興協議会で復興計画をもんでいただいて、そして12月26日に議会の議決を経て、その翌年にはその復興計画に基づいた実施計画を3月に示し、そして昨年5月から8月までの間、住民の町づくり懇談会等に丁寧に説明、そして町外にも説明してまいりました。その間、議員にも常任委員会、政務調査会、あるいは全員協議会、そして当初予算、臨時議会等でこの計画については説明してきたつもりでございます。

そうした中で、今我々は医療、福祉、教育、それから防災の関係災害公営住宅防災集団移転先、そしてもとの土地の買い上げ、それから上下水道産業のなりわい、用地取得、さまざまなことを同時並行的に今進めなければならないという状況にあります。そうした中で、職員についても今1,000億円になろうしている予算の中でミニ政令都市的な拠点、もう本当に拠点都市、中核都市並みのレベルに達しておるわけです。その中でも、職員が今本当にこの時期に来て精神的に疲れてきている職員もございます。

そうした中で、私は今職員の確保をまずもってやらなければならないなと思っております。やはり、職員という大工さんを集めなければ家は建たないのではないかと考えておりまして、第一にまずもって職員の確保を進めなければならないと思っております。ご承知のとおり、大槌町は本当にキュウリのようなナスビのような形をして平地がないという状況の中で、土地の取得もなかなか交渉がスムーズに行っていないという状況にあります。その中でも、私どもはいずれにしても予算措置をしながらやっていかなければならない。

そして、今のこの職員の体制の中では、やはりURにお願いしてやっていかなければならない。これも東日本大震災復興の特別措置法の中での協定ということでやっていると。その中でも地元優先、地元資材調達ということを申し上げながら進んでいるところでございまして、私どもはいずれにしても皆さんが懸念されることについては、私もそのとおりだと思います。早急にやらなければならないと思っております。

そのことについては、やはり議員の皆さん方にも丁寧な説明をしていかなければならないと思っております。いずれにしても、子供のため、教育のためということについても重々そのとおりだと思っております。工夫を重ねながら、何とかこの狭い土地の中で創意工夫をしながらやっていかなければならないと思っております。いずれ、議会に丁寧な説明をしながらやっていきたいと思っております。私どももいずれ行政と議会、住民

が一体となってこの復興を進めなければならないと感じておりますので、どうかご理解を願いながら、そして適時適切なお意見等もいただく機会をふやしながらやっていきたいなと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 全く町長の言うとおりで、次から次といろいろな事業を起こしていかなければならない。それをそつなく遂行していかなければならない。本当にそう思います。

本当に私もそのとおりだと思いますけれども、やっぱり教育の分野については、これだけはきちっと敷地は確保して、まず今町長が工夫と言ったけれども、さらにもう一工夫重ねて、やっぱり教育の場には力を入れていただきたい。

そして、こういう場でどうなんだどうなんだと言われないように何とか教育には、将来の大槌町、日本を支えていく子供たちですので、子供たちの教育の場をいいところに本当確保していただきたい。これをやれば、寺野の防集の移転先について別に何もありませんけれども。やっぱり、そこははっきりしたほうが、この案件についてはすんなり行くと思いますけれども。以上。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。（「はい」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第60号業務委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第61号 沢山地区幹線道路整備事業実施協定の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第61号沢山地区幹線道路整備事業実施協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第61号沢山地区幹線道路整備事業実施協定の締結についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和51年大槌町条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 事業名、沢山地区幹線道路整備事業。

2 事業内容、用地取得及び道路等整備。

3 起業地、上閉伊郡大槌町大槌地内。

4 限度額、6億5,490万円。

5 契約の相手方、盛岡市長田町6番2号アバンサール i、岩手県土地開発公社、理事長佐藤文夫です。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 沢山地区の幹線道路整備事業に関してなんですが、この用地の取得に関してなんですけれども、これは見通しとしては取得できる見通しなんでしょうか。どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） この幹線道路につきましては、一応権利者に全て説明をさせていただいて、今のところ大きな反対もなく、皆さん、この事業に関しては協力をいただけるということで一応内諾をいただいております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第61号沢山地区幹線道路整備事業実施協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第62号 （仮称）おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業実施協定の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第12、議案第62号（仮称）おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業実施協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（早坂 寛君） それでは、議案第62号（仮称）おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業実施協定の締結についてご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和51年大槌町条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 事業名、（仮称）おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業。

2 事業内容、用地取得及び用地造成等整備。

3 起業地、上閉伊郡大槌町大槌地内。

4 限度額、30億8,490万円。

5 契約の相手方、盛岡市長田町6番2号アバンサール i、岩手県土地開発公社、理事長佐藤文夫でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 用地取得並びに用地造成等整備とありまして、事業名が（仮称）おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業とあります。この小中一貫教育校用地ということは、これは県立大槌高校のグラウンドの取得と見ていいんでしょうか。どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（早坂 寛君） 今回の協定の対象になっておりますのは、今小中一貫教育校、新しい校舎は現在の大槌高校のグラウンドに建設することで考えてございます。当然ながら、大槌高校さんのグラウンドが別に必要になりますので、その代替のグラウンド、交換するグラウンドもあわせて取得するというのが今回の協定の内容でございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） ここはかねてからいろいろ地権者等と話し合いがなされているわけなんですけれども、その進捗状況と今後の見通し等についてはどうなのでしょう。

それからもう一つは、前にお話ししましたけれども、グラウンドということで小中交流の場としていいということなんですけれども、実際運動から見たらば、1つのグラウンドで何にも仕切りもなく小学校、中学校が利用するというのは非常に危険があると思っておりますが、その辺をちょっとどのように考えているかお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（早坂 寛君） まず、グラウンドの使用の方法なんですけれども、今考えておりますグラウンドは、文部科学省が設置しております基準で、小学校、中学校それぞれの面積を合算したものは十分確保できるようなことで考えてございますので、まず安全性ということについては問題はないものと考えてございます。

それから、順番前後して申しわけございませんけれども、交渉の状況でございますけれども、今現在お二人の方、実質的にはお一人の方、兄弟でございますので。その方との交渉ということでございますけれども、鋭意コンタクトをとってございます。先方の要望等をできるだけ早くこちらで把握いたしまして、誠意をもって対応できれば何とか交渉は成立するものではないかと思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） そのグラウンドについては、面積だけで安全とは言えないと思います。子供たちはあっち行ったりこっち行ったり、そのことを言っているのでグラウンドの使い方としてただ一面だけで面積がいいから子供たちには危険じゃないということではないと思います。

中学校と小学校の使う活動の内容、運動の内容が全然違いますので、そこに何らかのフェンスとか、あるいはそういうことを考えて、さらにはいろいろな付随する道具置き場とか砂場とかさまざまな、小学校と高校とはまた違いますので、そういうのがあるわけですね、小学校の運動機能のために。幼稚園ではジャングルジムとかすべり台とかありますけれども。そういう面も考えて、ただの面積じゃなく使い方についてどうなんだということをお話しているわけです。

それから、この地域付近はもともと遺跡が多いところなんですけれども、遺跡発掘等の予算とか、そういう見通しはどうなんでしょう。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（早坂 寛君） 済みません、先ほどの私の答弁はちょっと至らない点がありまして大変申しわけございませんでした。

グラウンドの使い方でございますけれども、これは当然カリキュラム、例えば体育の時間、クラブ活動の時間、いろいろ使い方ございますので、議員ご指摘のとおり安全性には十分配慮した形で組みさせていただきたいと思っております。

また、グラウンドが1つであるということで、小中一貫教育ということが一つの大き

なテーマになってございます。例えば、先日も避難訓練等、小学校と中学校一体となつてやったりですとか、いろいろ小学校、中学校とも生徒さん、児童と一緒にグラウンドを使って活動するというようなことも、これは逆に一つの大きな魅力になることもあるかと思っておりますので、使い方については十分検討してまいりますけれども、小中一貫教育の趣旨をちゃんと反映したような使い方として考えていきたいと思っております。

それから、埋蔵文化財につきましてのご質問でございますけれども、こちらにつきましては町の直営、教育委員会の生涯学習課で事前の調査をいたしております。この中には沢山包蔵地が近くにありますけれども、こちらの中では遺跡は発掘されなかったということでございますので、こちらは心配ないのかなと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） あともう1点確認をさせてください。

これを見ると、平成28年3月25日までに完了するとなっております。ということは、平成28年3月25日までにグラウンドも完了するということよろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（早坂 寛君） 平成28年の4月開校ということで進めてございますので、この平成28年3月25日にはもう使えるような状況になるということを想定しております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 関連して、先ほどもお話ししましたけれども、8月2日金曜日に総務教育民生常任委員会を開いて、今のようないろいろな課題を説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 遺跡について私もちょっと一言要望だけでも。

今まで大槌町のいろいろな場所、いろいろな事業を始めてきた中で、いろいろな遺跡が葬られてきた。城山地区のときもそうだし、例えば新山の今の繁殖センターをつくるときもそうだし、スキー場をつくるときもそうだった。実際は石垣が組み合わさったのが出てきても全部壊されて埋め立てになっていったと。ここでも日本刀が出たけれども、おもちゃにして投げられたりしたと。いろいろな経緯があります。それは常に教育委員会でそういう場所を切り崩していくとき、見に行っていないからだよ。これだけはきちんと言っておくから。

少なくとも今は大槌町から出た、例えばひすいの首飾り、何でも県に行っていると。

そういうものでいろいろなものが出てくる可能性がなきにしもあらずだから、やはりこれはきちっとそういう、例えば土地を買って動くときは、やっぱり常に行って見ていないとせっかく出てきたものを無にしてしまうから、これだけはきちっとっておきます。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。（「はい、要望」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 済みません、進行を邪魔するつもりも町の復興計画をおくらせるつもりでもございませんが、今この沢山地域には移転を余儀なくされる方々がいるわけです。そして、その方々と十分な話し合いが持たれたか。丁寧に説明するとおっしゃっていますけれども、やっぱり移転先と補償問題、そういうものが十分示されてしかるべきだと思います。

私には、ちゃんと住民の人たちが安心してわかりましたという、そういう状況にはないように感じております。感じるだけではなく、地域の人たちとも少しはお話ししましたけれども、半分諦め、仕方ないな。じゃあ、町として、そういう人たちの声も聞きながらもっと何かいい方法がないか、そういう姿勢を見せてほしいと思います。

今まで、地権者とかいろいろな、私も言いましたけれども、病院の再建に向けまして病院の先生方と十分な話し合いをするように、専属の職員、誰か1人、病院とお話したら、そういうことも申し上げてまいりました。

今ここの、先ほどの寺野にも入りますけれども、決まったような形でこうしますではやっぱりそうじゃない。こうしたいんですがどうでしょう。その中で、学校に対してもいろいろなアイデアとか、あと学校の問題とか、そういうものが出てくるわけですので、そしてその中でいろいろもみ上げて、じゃあ、とお互い突き合わせていい方向に進めるべきだと思います。

今現在では、なかなか難しい問題でもあるし、ここでは本当に申しわけないんですけども、本当に住宅とか学校は急いでつくらなければならない、その気持ちはありますけれども、現状ではちょっとこの計画には不備があるような気がしまして、賛成できかねます。申しわけございません。そういうことです。よろしく。

○議長（阿部六平君） 賛成討論ありませんか。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 別に原稿もなく何も考えもなく、今、俊作議員が反対という討論をしましたので、反対があつて賛成がなければ、この議会がちょっとおかしいんじゃない

いかなという観点から、賛成という意味で討論を行いたいと思います。

3. 11当時の東日本大震災を思い出していただきたいと思います。そして、各学校もやはりどこに仮校舎をつくるか。それこそ吉里吉里から船越の青少年の家、さまざまなところに教育の教室を求めて、生徒たちを送迎しながら、狭い大変な行動を組みながらもそういう教育をやってきました。

そして、ある程度の月日がたちまして、とにかく仮校舎を大槌もつくらなければだめだと。それなら、どこがいいだろうということ、今きりり商店街になっている北小学校に仮校舎をつくりたいと。ならば、本校舎をどこにするんだというときに、今の寺野の仮校舎ができているところに本校舎をつくりたいという教育委員会の考え方でありました。もちろん私も賛成しました。

しかしながら、町P連、あるいは議会の一部からも北小の跡地では、あそこは津波の浸水区域でもあるし、何かあったときは大変ではないのかなという大反対が起きました。しかしながら、教育委員会はそれなりに、もし万が一のそういう災害、事故があった場合には誘導員もつけながら大槌高校に避難できるような、そういう体制をとりたいから、何とかそこに仮校舎をつくりたいと言いましたけれども、しかしながら賛成の人というのは案外物言わないんですよ。反対の人が声を大きく言うので、結局私から言わせれば、教育長がぶれたと言いますけれども、ぶれた結果が基礎までつくって、それこそ何百万円の金を捨てましたけれども、今の寺野のサッカー場に仮校舎をつくったという経過があります。

町長が言うとおりに、この大槌町はキュウリ、ナスビのように土地のない山だけの町であります。そのときに、例えばその校舎をどこにつくるとかつかつからないとか、そういうところで考えたときには、本当にそれこそ内陸部の地域と違って平らなところがないんです。どこにも必ず地権者があります。そういうときに、あえて今の大槌高校というところに場所がなったんですけれども、だから我々は議会ですから何でも好きなことは言ってもいいんですけれども、本当の将来を見つめたときにはどうすればどうなるのかなという考えを持ったときに、天に唾すれば自分に返ってきますけれども、あのとき逆に仮校舎を今のきりり商店街につくっておけば、大槌町の小中一貫校はもうきりりに始まって間もなく完成する、そういう時期に本当は来ているはずなんです。

それを、どこまでもどこまでもずらしてきたのがやっぱり、行政なんだか議会なんだかわからないけれども、その辺のところのこともお互いに考えながらぶれることなく、

今の大槌高校もそれは確かに地権者があって反対があろうかと思えますけれども、そういうことも乗り越えながら、ここでまたぶれたらとんでもないことになります。その辺のところを鑑みながら、お互いに、先生方も考え合わせながら、そして決まったところにはやっけていくんだという信念で、思いで私はこの場所を賛成したいと思しますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（阿部六平君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、議案第62号（仮称）おおつち学園小中一貫教育校用地取得事業実施協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第63号 平成25年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第13、議案第63号平成25年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、議案第63号平成25年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額2億9,570万円は、町方地区及び安渡地区の津波復興拠点整備事業等に係る災害復興特別交付税であります。

13款国庫支出金2項国庫補助金、補正額2億4,375万円は、町方地区の津波復興拠点整備事業に係る復興交付金であります。

14款県支出金2項県補助金、補正額45万円は、風疹予防接種に係る先天性風疹症候群緊急対策費補助金あります。

17款繰入金 2項基金繰入金、補正額13億7,905万円は、住宅再建事業利子補助金等の独自支援事業に係るふるさとづくり基金繰入金、町方地区及び安渡地区の津波復興拠点整備事業等に係る東日本大震災復興交付金基金繰入金であります。

18款繰越金 1項繰越金、補正額27万5,000円の減額は、人件費等の減額に伴う前年度繰越金計上額の減額であります。

2ページをお開きください。

歳出。

2款総務費 1項総務管理費、補正額 2億4,266万5,000円は、町長、副町長の給与の減額及び町方地区の津波復興拠点整備事業に係る復興交付金の積立金であります。

3款民生費 3項災害救助費、補正額 3億9,900万円は、大槌町被災者住宅再建事業利子補給金等の独自支援事業補助金であります。

4款衛生費 1項保健衛生費、補正額150万円は、風しん予防接種緊急対策事業補助金であります。

8款土木費 4項都市計画費、補正額12億6,575万円は、町方地区津波復興拠点整備事業委託料、安渡地区津波復興拠点整備事業に係る用地買収費及び町方地区以外の復興整備事業管理支援業務委託料であります。

5項住宅費、補正額1,000万円は、定住を目的に町内へ転入し住宅を新築した方に対する大槌町定住促進事業住宅取得事業補助金であります。

10款教育費 1項教育総務費、補正額24万円の減額は、教育長の給与の減額であります。

歳入歳出それぞれに19億1,867万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を689億5,996万4,000円とするものであります。

3ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正。

追加。

事項、期間及び限度額の順に読み上げます。

町方地区津波復興拠点整備事業、平成25年度から平成27年度まで、1億3,900万円。

復興整備事業管理支援業務委託料、平成25年度から平成27年度まで、8億8,200万円。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正。追加。

進行します。

6ページをお願いします。

2歳入。

9款地方交付税1項地方交付税。

進行します。13款国庫支出金2項国庫補助金。

進行します。14款県支出金2項県補助金。

進行します。17款繰入金2項基金繰入金。

進行します。18款繰越金1項繰越金。

進行します。7ページをお願いします。

3歳出。

2款総務費1項総務管理費。

進行します。3款民生費3項災害救助費。

進行します。4款衛生費1項保健衛生費。

進行します。8款土木費4項都市計画費。

進行します。8ページをお願いします。

4項都市計画費。

進行します。5項住宅費。

10款教育費1項教育総務費。

進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第63号平成25年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成25年第3回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後0時02分

上記平成25年第3回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員